

○必須記載事項(提供体制の確保の内容とその実施時期)

- (1) 乳児家庭全戸訪問事業…………… 1
- (2) 養育支援訪問事業…………… 2
- (3) 妊婦に対して健康診査を実施する事業…………… 3

○任意記載事項

- (4) 児童虐待防止対策の充実…………… 4
- (5) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進…………… 7
- (6) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な
雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項…………… 9

【事業概要】

- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

<対象者> 乳児とその保護者

<訪問者> 専門職訪問（生後1か月前後）：保健師、助産師

あかちゃん声かけ訪問（生後4か月まで）：民生児童委員、主任児童委員、子育てサポーター

<利用料金> 無料

【利用実績】

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
訪問人数	1,366人	1,536人	1,540人	1,544人	—

※平成22年度は、旧斐川町データを含まない。

【量の見込み設定の考え方】

- 今後も全戸訪問をめざし、量の見込み設定は、当該年度の出生数（予定）とする。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1,497人	1,476人	1,463人	1,444人	1,426人
②確保方策	実施体制：市保健師27人、委嘱助産師12人、あかちゃん声かけ訪問員154人 実施機関：市 委託団体等：無	同左	同左	同左	同左

【確保方策の設定の考え方】

- 現状の実施体制の維持

【課題】

- 専門職の訪問率100%を目指す
- あかちゃん声かけ訪問員による訪問率100%を目指す

【事業概要】

- 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業。

＜支援内容＞ 専門職訪問：保健師・助産師・保育士・栄養士による育児相談、見守り活動

家事支援ヘルパー派遣：ヘルパーによる家事・育児援助（委託機関：出雲市社会福祉協議会等）

＜対象者＞ 養育力不足の家庭

＜訪問者＞ 保健師・助産師・保育士・栄養士、ホームヘルパー

＜利用料金＞ 無料

＜派遣時間等＞ 1日4時間以内（出生…乳児退院後1か月の間に15日以内、以後11か月の間に11日以内 出生以外…年間12日以内）

【利用実績】

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
訪問人数	122人	40人	22人	64人	—

【量の見込み設定の考え方】

- 専門職（保健師・助産師）による訪問を延べ75人（75回）、ホームヘルパーによる訪問を延べ40人（40回）として見込み、延べ115人（115回）とする。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	115人	115人	115人	115人	115人
②確保方策	実施体制：上記訪問者で実施。事例毎にサービス計画を作成し訪問者を決定する 実施機関：市 委託団体等：家事支援ヘルパー派遣を社会福祉協議会等3者に委託	同左	同左	同左	同左

【確保方策の設定の考え方】

- 実施体制の維持

【課題】

- 養育支援訪問員の確保、拡大

(3) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

ニーズ調査なし

【事業概要】

- 妊娠届のあった妊婦に対して妊婦健診受診券を発行し、県内医療機関に委託して妊婦健診を実施する事業。

＜対象者＞ 妊婦
＜利用回数＞ 1人あたり14回
＜助成金額＞ 1人あたり107,600円

【利用実績】

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人数	16,007人	18,125人	18,575人	18,564人	—
健診回数 (※)	14回	14回	14回	14回	—

※一人当たりの健診回数に見込まれる人数を乗じたもの

【量の見込み設定の考え方】

- 年間の妊娠届出数1,650人（転入者を含む）に、1人当たりの平均健診回数11.34回を乗じたもの。転入、早産、妊娠届出週数等により、全員が14回の利用ではない。

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	人数	18,711人	18,711人	18,711人	18,711人	18,711人
	健診回数	14回	14回	14回	14回	14回
②確保方策	実施場所：県内45か所の医療機関（償還払いは県外の医療機関可） 実施体制：医師、助産師他 検査項目：県内統一項目（国の基準） 実施時期：母子保健法による	同左	同左	同左	同左	

【確保方策の設定の考え方】

- 現状の実施体制の維持
- 母子保健法に基づく国の基準での実施

【課題】

- 医療機関との連携強化

～子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携～
(4) 児童虐待防止対策の充実

【現状・背景】

- ・家庭をめぐる課題の深刻化（経済的困窮、養育力不足、親または子どもの疾病・障がい、ひとり親家庭、社会的孤立、配偶者からの暴力（DV））
- ・児童虐待相談件数の増加

【課題】

- ・児童虐待に関する市民の知識・理解を広め、虐待予防の啓発を実施
- ・早期発見・早期対応
- ・支援者のスキルアップと支援者への支援
- ・関係機関間での必要な情報交換や支援に関する協議

【目指す姿】

- ・関係機関の連携で、虐待の予防と早期発見・早期対応につながっている
- ・必要な支援の提供ができる

【対応】

1. 予防啓発活動

1) 広報いずもにおける啓発記事掲載

①「えがおになあれ」連載（通年）

- ・児童虐待予防の広報活動として、児童福祉の立場から子育て家庭へのメッセージとなる記事を毎月広報いずもに掲載。
- ・要対協構成団体が分担して原稿作成。

②児童虐待防止推進月間の特集記事掲載（11月）

- ・広報いずも11月号に、児童虐待防止推進月間の特集記事を掲載。

2) 児童虐待防止推進月間の取り組み（11月）

①街頭での啓発活動

- ・児童虐待防止法が施行された月である11月が「児童虐待防止推進月間」に定められていることから、児童虐待問題に対する家庭や学校、地域など社会全般の関心と理解を深めるため、出雲市要保護児童対策地域協議会として、チラシ配布、のぼり・パネル設置等の啓発・広報活動を行う。

②「家族の日」の呼びかけ

- ・生命の大切さや、子育てを支える家族や地域の大切さ等についての理解促進を目的として、毎年11月第3日曜日を「家族の日」、その前後1週間を「家族の週間」とされている。児童虐待防止予防の観点からも家族や地域の絆は重要であることから、昨年

に引き続き、要対協構成団体において「家族の日」（平成 26 年は 11 月 16 日（日））の呼びかけを行う。

- ・「家族の日」の周知だけでなく、「家庭内でのコミュニケーション（あいさつ、一緒に食事や家事など）」の促進を図る。

2. 研修活動

1) 島根県立大学との共同企画研修

- ・児童虐待の早期発見や適切な支援を行うために、関係機関の担当者のスキルアップやネットワーク強化のための研修会を開催。
- ・県立大学出雲キャンパスとの連携により、3 回シリーズ制で実施。

2) 児童相談対応スキルアップのための研修企画及び出席

- ・実務者会議等における重症事例検証及び事例検討の実施
- ・他機関等の企画の研修に出席

3. 児童相談体制の充実・強化に向けた取組み

1) 児童相談体制の充実

- ①児童相談アドバイザー3 名を支援者に対するスーパーバイザーとして継続して配置。
- ②要対協事務局マンパワーの充実
 - ・児童相談ケース対応専門員の継続配置。
 - ・事務職員の配置（会議開催事務、統計資料作成 他）
 - ・子ども家庭支援相談員（3 名：臨床心理士）、母子自立支援員（4 名）との連携。

2) 児童相談体制の検討

- ・要保護・要支援児童の支援において、庁内組織との連携の現状を検証。今後の体制のあり方に向けた検討を行う。

3) 子ども情報定期連絡の継続実施

- ・学校や児童クラブに所属している要保護児童の情報を、所属機関・児童相談所・市で共有し支援に活かす。

4) 「出雲市児童相談対応ハンドブック」の活用・見直し

- ・児童相談の支援者等において活用するとともに、児童相談体制の見直しにあわせてハンドブックも見直しも行う。

4. 協議会の各種会議

- ・代表者会議において、要保護児童等の状況や各団体の取り組み状況を共有し、支援に関する連携の在り方など協議会全体の活動について協議する。
- ・実務者会議において、具体的な取り組み内容を検討する。また、児童虐待認定ケースの進行管理を行う。

- ・個別ケース検討会議において、個別ケースに直接かかわる担当者により具体的な支援内容や役割分担について随時開催して検討する。

5. ケース記録や進行管理台帳の電子システム化

構成員における情報共有、事実確認、情報収集を迅速・適切に行う。

【事業を実施する上での課題】

- ・限られた人員体制のため、マンパワーが不足
- ・地域が子供を見守る意識の一層の波及
- ・より効果的な情報発信や啓発活動

～子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携～
(5) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

【現状・背景】

ひとり親家庭においては経済面・生活面の生活全般にわたる相談がある。母子家庭においては、経済的支援や生活援護などの経済的な相談が多い。また、父子家庭では家事・子育てなどの生活面で困難さを抱えている。

母子・父子世帯の生活保護受給の割合が増加している。

【課題】

特に小さい子どもがいる場合は就労が限られ、就労状況も安定せず、収入も少ないという傾向がある。

母子・父子世帯への適切な支援。

【目指す姿】

ひとり親家庭が、安心して生活し、就業と子育ての両立ができ、経済面や生活面で安定した生活がおくれる。

【対応】

1. 子育てや生活の支援の充実

1) 日常生活の支援の推進

ひとり親家庭の親が、修学等の自立を促進するために必要な事由や病気等で一時的に家事・育児等の生活援助、保育サービスが必要な場合や、生活環境の変化により日常生活を営むことに支障が生じている場合に、支援を行う「家庭生活支援員」の派遣について、登録業務・相談・調整等を行い、生活の安定を図る。

2) ひとり親家庭等の医療費助成

ひとり親家庭の親もしくは養育者とそのものに養育されている児童について、医療費の自己負担に相当する額の助成を行う。

3) 経済的な支援

母子・寡婦福祉資金（県事業）として、ひとり親家庭の子どもの修学に必要な資金、ひとり親家庭の親が就労するため必要となる知識・技能を習得するのに必要な資金など、生活の安定に資する資金について、相談や申請受付などを行い、経済的自立の助長、生活の安定に資する支援を行っている。

年間約 150 件の申請を受付け、約 80%が子どもの修学に係る資金の申請となっていることから、需要は高く、子どもの健全な修学にあたり、重要な役割を果たしている。

4) DV被害者の相談対応

DV等のための女性相談から、ひとり親家庭にできる支援についての相談対応を行う。

2. 就労支援の充実

1) 母子家庭等自立支援給付金事業による就労支援の推進

就業支援策として資格取得による職業能力の向上への取組みを支援します。教育訓練を受講する際には、受講費用の一部を支給します。また、高等職業訓練では、養成期間で修業している期間のうち、一定の期間、給付金を支給し、生活の負担を軽減します。

【平成 25 年度実績】 教育訓練：2 名 高等職業訓練：7 名

2) 専門機関との連携による就労支援の推進

ハローワーク等と連携し、就労を支援している。特に支援を要する者については、生活保護受給者等就労自立支援事業の対象とし、担当ナビゲーターによる支援、就労意欲向上の取組み、職業能力の開発及び向上の支援などを行っている。

【平成 25 年度実績】 就労自立支援事業対象者：22 名

3. 相談機能等の充実

○ 相談・情報提供の充実

母子自立支援員による、ひとり親家庭の自立、生活の安定に必要な情報の提供や指導を行います。また、日常生活全般に関する相談を行い、生活における不安の払拭をし、安心して生活が送れる環境づくりにも取り組みます。

【事業を実施する上での課題】

- ・日常生活の支援に係る手続きに時間がかかる。
- ・技能習得のための支援額を上回る必要経費

(6) 労働者の就業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

【現状・背景】

- ・社会環境や経済状況の変化により、共働き世帯が増加し仕事と子育ての両立が難しい。
- ・子育てしながら働きにくい現状のため、就労継続を断念する女性が多い。
- ・父親の仕事重視のバランスにより、家庭生活での役割を果たすことや、子育てに関わるのが難しい。

【課題】

- ・職場におけるワーク・ライフ・バランスの理解・支援
- ・誰もが子育てしながら働けるような環境の整備
- ・男女がともに子育てするという意識啓発

【目指す姿】

仕事と子育て・家庭生活などを両立でき、性別を問わず誰もが働きやすい社会

◆目標数値

※第3次出雲市男女共同参画まちづくり行動計画より

項目	H25 年度末状況	H28 年度目標
職場において男女が平等であると感じている人の割合	31.8%	35 %
ワーク・ライフ・バランスの認知度	54.0%	60 %
こころカンパニー市内企業数	51 社	60 社
ワーク・ライフ・バランス研修実施企業数	2 事業所	10 事業所

【対応】 (平成 25 年度実績)

1. 働きやすい職場づくり

経営者等にむけて、職場での男女間の格差をなくし、だれもが働きやすい職場づくりの整備等についての普及啓発を進め、従業員が安心して子育てができる「一般事業主行動計画」の策定や、「こころカンパニー」の認定について働きかける。

1) ワーク・ライフ・バランス出前講座 3回開催 参加者 44名

事業主へ向けて一般事業主行動計画策定の推進や社員のコミュニケーション講座の実施

2) 仕事と生活の調和トークセッション 1回開催 参加者 66名

事業主と従業員を対象としたワーク・ライフ・バランス啓発事業

3) 出雲市建設工事入札参加資格審査における優遇取扱いの実施

入札参加資格審査時において、一般事業主行動計画の策定やこころカンパニーを認定されている企業の場合、発注者別評価点の加点を実施（策定義務のない 100 人以下の企業 233 社のうち 41 社が策定）

